

～山口県青少年健全育成条例の改正～

事業者の皆さん



携帯電話事業者の義務

携帯電話の契約者が青少年である場合は、契約時に

- ・フィルタリングサービス等に関する説明
- ・それらの説明事項などが記載された書面の交付

新設

等が義務付けられました。

有害なネット環境から子供たちを守りましょう！

～フィルタリングの有効活用～

事情により、お子さんの携帯電話でフィルタリングサービス等の機能を利用しない場合は、

- ・フィルタリングサービス等を利用しない旨を記載した書面の提出

が義務付けられました。

新設

保護者の義務



保護者の皆さん

山口県青少年健全育成条例の改正

新設

児童ポルノ等の提供の求めの禁止

※ 児童ポルノ等 ~ 18歳未満の男女の姿態を描写した性的な写真や電磁的記録

児童ポルノの写真や画像データを

- ① 拒まれたにもかかわらず要求
- ② 金品等をあげたり、あげる約束をして要求
- ③ だましたり、困惑させたりして要求

裸の写真送ってよ



30万円以下の罰金又は科料

被害に遭わないために…

ネット上の見えない相手を簡単に信じない！
SNSで気が合うからって大丈夫？



家族でスマホの使い方のルールを作ろう！
時間、場所、やっていいこと悪いこと

フィルタリング機能を利用しよう！
氾濫する有害情報をシャットアウト



困ったときは、一人で悩まず
警察や家族に相談して下さい。

